

平成 27 年度 第 2 回液化石油ガス規格委員会 議事録

I. 日 時：平成 28 年 3 月 7 日（月） 14：00～16：00

II. 場 所：高圧ガス保安協会 第 2、第 3 会議室

III. 出席者（敬称略、順不同）

委 員 長：小川

委 員：澤、佐藤、間宮、安藤、牛島、塚口、榎本、湖東（中村委員代理）、松原、
三宮、杉本、夏目、北條

K H K：久本、北出、小谷、狩野、中山

IV. 配付資料

資料 1 液化石油ガス規格委員会 委員名簿

資料 2 平成 27 年度第 1 回液化石油ガス規格委員会議事録（案）

資料 3 ①液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース規格（基準）（KHKS0721）、②液化石油ガス屋内用低圧ゴム管基準（KHKS0708）、③液化石油ガス用継手金具付低圧ホース規格（基準）（KHKS0709）の改正について

資料 4 液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース規格（基準）（KHKS0721）改正案 新旧対照表

資料 5 液化石油ガス屋内用低圧ゴム管基準（KHKS0708）改正案 新旧対照表

資料 6 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース規格（基準）（KHKS0709）改正案 新旧対照表

資料 7 液化石油ガス屋内用両端迅速継手付低圧ゴム管基準（KHKS0717）の廃止について

資料 8 液化石油ガス用ガス漏れ警報器基準（KHKS0747）、液化石油ガス用不完全燃焼警報器基準（KHKS0748）、液化石油ガス用ガス検知器基準（KHKS0749）、バルク貯槽用ガス漏れ検知器基準（KHKS0750）の制定について

資料 9 液化石油ガス用ガス漏れ警報器基準（KHKS0747）案

資料 10 液化石油ガス用不完全燃焼警報器基準（KHKS0748）案

資料 11 液化石油ガス用ガス検知器基準（KHKS0749）案

資料 12 バルク貯槽用ガス漏れ検知器基準（KHKS0750）案

資料 13 液化石油ガス分野技術基準整備計画（平成 28～32 年度）

V. 議事概要

1. 事務局挨拶

開催に先立ち、事務局より挨拶があった。

2. 定足数の報告

事務局より、本日の出席委員が14名（1名遅れての出席、3名欠席）であることを報告し、規格委員会規程第14条第1項に定める定足数を満足していることの報告があった。

3. 副委員長の指名

互選により選任された小川委員長が副委員長に澤委員を指名した。

4. 前回議事録（案）の確認

資料2「平成27年度第1回液化石油ガス規格委員会議事録（案）」について採決を行ったところ、出席委員（13名）の過半数（7名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

5. 液化石油ガス器具等関係基準の改正について

資料3、資料4、資料5及び資料6を用いて事務局から説明があった。その後、以下の意見交換等があった。

○管用テーパねじはISOとJISのどちらに添ったものか。

→JISに添って表記している。

意見交換等の後、資料3に基づく改正案について、書面投票（15日間）、パブリックコメント（1ヶ月）を実施することについて採決を実施したところ、出席委員（14名）の過半数（8名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

6. 液化石油ガス器具等関係基準の廃止について

資料7に基づく事務局からの説明後、書面投票（15日間）、パブリックコメント（1ヶ月）を実施することについて採決を実施したところ、出席委員（14名）の過半数（8名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

7. 液化石油ガス器具等関係基準の制定について

資料8、資料9、資料10、資料11及び資料12を用いて事務局から説明を行い、以下の意見交換等があった。

○「液化石油ガス用ガス漏れ警報器基準（KHKS0747）」がKHKSとして制定されることにより、これまでと比べてどのような変化があるのか。

→警報器検定（自主検定）の実施にあたり、これまで別の委員会にて、技術上の基準、検定の方法及び合格判定の基準を検討してきたが、KHKS化することにより技術上の基準及び検査の方法については本委員会にて審議することとなる。

○合格判定基準は検査の方法に含まれてはいないか。

→従来通り、KHKSとは別の規程により規定しており、含まれていない。

○不完全燃焼警報器とガス漏れ警報器は、検知するガスの種類が異なるだけで構造はほぼ同じと考えるが、これらを含めるような基準を作成することはあるのか。

→ガスの性質から、都市ガスにおいては可能であるが、LPガスではそれぞれ設置位置が異なるため、まとめるのは現実的ではない。

○「液化石油ガス用不完全燃焼警報器基準（KHKS0748）案」 11（22）表示を1例として挙げるが、消費者にとって見やすい箇所に表示されることが重要なことであるため、表示に係る箇所について、“見やすい箇所に”という記載を入れた方がよいのではないか。

→見やすいことは重要であるからご意見を踏まえ追記することとする。

○「液化石油ガス用ガス検知器基準（KHKS0749）案」 1 高分子材料について、携帯用の検知器に難燃性の材料を求めているが、難燃性でない材料の方が製造上コスト面で有効ではないか。

→ガスが燃焼している近辺で検知器を使用することが多いため難燃性は要求事項となる。難燃性の素材では94V0や94HBがあるが、要求を満たし比較的成本が安価となり得る94HBを採択している。

○「バルク貯槽用ガス漏れ検知器基準（KHKS0750）案」内で、水滴防止と浸水防止の異なる事項があるがどうか。

→水滴については信号発信部、ガス検知部等を含む機器全体に対し要求している。一方、浸水についてはガス検知部に対してのみ要求している。それぞれ設置位置が異なるため、異なる基準としている。

○ガス検知部にはかなり厳しいと思われる防水の検査が規定されているが、何により設定されているのか。

→バルク告示第15条において検知部を水面下30cm以上の水中に30分放置して確認を行うこととなっており、それをベースにした方法により確認している。

○固定されているものを警報器、固定されていないものを検知器と呼んでいるが、バルク用については固定されているのになぜ検知器としているのか。

→バルク用検知器は警報機能がないためバルク告示の中で検知器と呼ばれており、これに準じている。

○全体として誤字脱字が散見されるため、再度確認が必要である。また、語尾等確認の上、必要ではないか。

→確認の上、修正する。

以上の意見交換等の後、資料8に基づく制定案について、書面投票（15日間）、パブリックコメント（1ヶ月）を実施することについて採決を実施したところ、出席委員（14名）の過半数（8名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

8. 液化石油ガス分野技術基準整備計画（平成28～32年度）について

事務局より資料13「液化石油ガス分野技術基準整備計画（平成28～32年度）について」の説明後、同計画について採決を行ったところ、出席委員（14名）の過半数（8名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

9. その他

本審議資料の公開に係る対応について、委員会の確認が得られた。

以上